

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう（以下合わせて「役員等」という。）。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の実費経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条で定める金額を上限として、別表1「評議員及び役員等の報酬」に定める額とする。ただし、職務遂行を伴わない報酬は支給しない。

- 2 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(役員等の報酬)

第4条 役員等に対する報酬は、別表1「評議員及び役員等の報酬」に定める職務遂行の対価のみとし、職務遂行を伴わない報酬は支給しない。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、別表1「評議員及び役員等の報酬」の報酬は支給しない。
- 3 常務理事に対する報酬は、別表2「常務理事の報酬」及び別表3「常務理事の退職時慰労金の算定式」に定める額とする。ただし、退職慰労金については法人の業績並びに財政事情、及び退任する常務理事の過失等を考慮し、上記支給額を減額或いは支給しないことがある。これについては、評議員会が決定する。

(費用弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給の方法)

第6条 別表1「評議員及び役員等の報酬」に定める報酬は、必要の都度支払う。

- 2 別表2「常務理事の報酬」に定める月額は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

(支給の形態)

第7条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は2017年6月24日から施行する。

2019年6月21日 一部改定

2025年6月21日 一部改定

別表1 役員等及び評議員の報酬

評議員及び役員等の報酬は以下のとおりとする。

1. 理事会・会議等へ出席の報酬

	理事会・評議員会		各種会議		
	理事長	理事長以外の役員等・評議員	理事長	委員長を務める役員等・評議員	委員を務める役員等・評議員
報酬	33,000/回	15,000/回	22,000/回	17,000/回	15,000/回

2. 監事監査時報酬

監事監査時の報酬は、33,000円とする。

別表2 常務理事の報酬

年額 3,600,000円（月額 300,000円）

別表3 常務理事の退職時慰労金の算定式

$(\text{退任時年俸額の} \frac{1}{2} \text{分の} 1 \text{相当額}) \times \text{在任年数} \times \text{支給率 (1.2)}$

*但し、1年に満たない場合は月割とする。